

融資相談会開催のお知らせ

今年も根室市で北対協の融資相談会を開催いたします。お借入れや、借入資格の承継に関するご相談を個別に承ります。

元居住者の方や旧漁業権者の方はもちろん、二世・三世の方からのご相談もお待ちしております。日曜日を含む2日間で開催いたしますので、どうぞお気軽にお越しください。

日時：令和8年1月18日（日）～19日（月）の2日間

9時00分～16時30分

場所：千島会館（根室市大正町2丁目12番地）

※荒天等の場合には、千島会館でのオンライン相談に変更させていただく場合がございます。

■今年度、北対協融資は下記の改正を行いました。

改正内容の詳細につきましては、以下のチラシをご覧ください。融資相談会では、新制度のご利用に関するご相談もお待ちしております。

<4月>

- 修学資金の修学者人数制限を
廃止
- 住宅資金で保証人なしのご利用
が可能に
(お借入れ金額 500万円以下)

<8月>

- 車両資金の新設
- 修学資金の貸付条件の拡大
- 漁業資金（漁船建造等）、経営資
金（秋さけ定置網漁業者）の限
度額引き上げ

<10月>

- 借入資格の承継に係る年収要件の
判定基準の緩和
- ・「年収」の計算方法変更
- ・事業承継と資格承継を同じ時期
にする場合の「借入実績」が不要に

お問い合わせ先

(通話料無料・フリーダイヤル)

北対協 札幌事務所 0120-404-251

融資グループ／担当： 関（せき）、中村（なかむら）

ご利用いただける資金

事業に必要な資金

資金種類	主なお使いみち	お借入れ限度額	償還期限	利 率
漁業資金	漁船の建造等、漁業に係る設備資金	漁船の建造等 9,000万円 上記以外 6,000万円	20年以内	1.68%
農林資金	農地の取得等、農畜産林業にかかる設備資金	3,500万円	15年以内	1.68%
商工資金	工場の建設等、商工業にかかる設備資金	3,000万円	15年以内	1.68%
経営資金	漁業、農畜産林業、商工業にかかる運転資金	秋さけ定置網漁業者 1,000万円	1年以内	1.52%
		上記以外 800万円	1年超 3年以内	1.60%

生活に必要な資金

資金種類	主なお使いみち	お借入れ限度額	償還期限	利 率
生活資金	生活維持、その他臨時的小口資金	40万円	5年以内	保証人あり 2.52% 保証人なし 3.02%
	医療費、技能習得費、物品購入資金等	120万円 (特認 250万円)	6年以内	
	介護・福祉にかかる資金	300万円	10年以内	
修学資金	高校、専門学校、大学等の教育資金 (入学金を含む)	修学者1人あたり 450万円	卒業後 20年以内	保証人あり 無利子 保証人なし 0.50%
住宅資金	新築・購入・増改築・改修等	4,000万円	35年以内	保証人あり 1.21%
	増改築・改修等 (担保不要)	500万円	10年以内	保証人あり 1.21% 保証人なし 1.71%
車両資金	自動車、バイク等の購入資金 (購入時の諸費用を含む)	500万円	10年以内	保証人あり 2.52% 保証人なし 3.02%

※表示利率は令和7年10月現在のものです。

利率は原則として、毎年4月と10月に改定いたします。最新の利率は北対協ホームページ (<https://www.hoppou.go.jp/loan/>) でご確認ください。

※実際の適用利率は「借入れのお申込み時」と「ご融資の実行時」のいずれか低いほうの利率となります。

※償還期限は最長のものです。お使いみちの詳細によって異なります。

※「生活に必要な資金」は、住宅資金(500万円超)を除いて、連帯保証人に関して「保証人あり」と「保証人なし」を選択いただけます。

それぞれ利率が異なりますのでご確認ください。(「保証人なし」の利率は、「保証人あり」の利率に0.5%上乗せとなります。)

お問い合わせ先

独立行政法人北方領土問題対策協会 札幌事務所 融資グループ

フリーダイヤル (通話料無料)

0120-404-251

○一度も借りたことがないのだけれど…

○北対協融資の借入資格があるかどうか分からず… どんなことでもお気軽にお電話ください！

根室市の千島会館にオンラインシステムをご用意しております。

オンラインシステムを用いて、北対協の担当者とご相談いただくこともできます。

場所：千島会館（根室市大正町2丁目12番地） ご利用時間：平日9時00分～16時30分

北対協の融資が

もっと

便利になりました！



自動車、バイク等の購入に

車両資金

お借入れ限度額

500万円

お子様、お孫様の教育費用に

修学資金

修学者お1人あたり

お借入れ限度額

450万円

ご自宅の増改築・リフォームに

住宅資金 (担保不要)

お借入れ限度額

500万円

漁業に関する資金も充実

漁業資金 (漁船の建造等)

お借入れ
限度額 **9,000万円**

経営資金 (漁業着業資金) (秋さけ定置網漁業)

お借入れ
限度額 **1,000万円**

詳しい内容はリーフレットの内側をご覧ください



独立行政法人 北方領土問題対策協会

北対協の融資は お借入れから最後まで ずっと 約定金利です！

新設 車両資金

保証人あり
2.52%

保証人なし
3.02%

- 自動車、バイク等の購入にご利用いただけます。
- 購入時に支払う諸費用（オプション品、タイヤ等）にもご利用いただけます。
- 「保証人あり」、「保証人なし」をお選びいただけます。



主なお使いみち	お借入れ限度額	償還期限
自動車、自動二輪車、原動機付自転車の購入 上記に附隨する諸費用	500万円	10年以内

※事業専用の車両の購入にはご利用いただけません。「事業に必要な資金」の各資金をご利用ください。
※購入時の諸費用は、車両の販売店に対して、車両の代金と同時に支払いするものに限ります。

改正 住宅資金（担保不要）

- 土地、建物の担保は不要！
マイホームの増改築、リフォーム等のご利用に便利です。

お借入れ限度額 **500万円**

保証人あり
1.21%

保証人なし
1.71%



- 「保証人あり」、「保証人なし」をお選びいただけます。

改正前	連帯保証人	保証人あり	のみ
改正後	連帯保証人	保証人あり 保証人なし	からお選びいただけます

※委託金融機関（銀行等）の窓口では「住宅資金（担保不要）」かつ「保証人なし」のお取扱いはございません。北対協に直接お申込みください。

※お借入れ額が500万円を超える場合は、担保ありの住宅資金（限度額4,000万円）をご利用ください。この場合「保証人あり」のお取扱いとなります。

ご案内 北対協融資のお借入れには「借入資格」が必要です。

借入資格は、お子さまやお孫さま等に引き継ぐ（承継する）ことができます。

承継には所定の要件がございますので、詳しくは北対協までお問い合わせください。

改正 修学資金

保証人あり
無利子

保証人なし
0.50%

- 1年あたりのお借入限度額を引き上げ！
限度額の範囲内で、柔軟にご利用いただくことが可能になりました。（ご利用は年2回まで。）
- 学生（修学者）1人あたり、在学中に通算450万円までご利用いただけます。
- 合格後に、入学金や新生活準備費用など、入学前にお借入れが可能に！
また、入学年は金額を大きくお借入れいただくことができるようになりました。
- 学生（修学者）の人数に制限はありません。

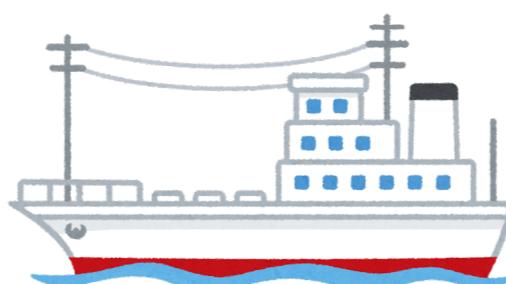


	修学者1人あたりの 通算お借入限度額	1年間のお借入れ限度額	1年間の ご利用回数	入学年の お借入れ可能時期
改正前	約348万円 (高校3年間+大学4年間の場合)	【高校等】31万8,000円 【大学等】63万円	年1回	学校入学後
改正後	450万円	【高校等】 入学年：70万円 2年目以降：40万円 【大学等】 入学年：200万円 2年目以降：100万円	年2回	学校に合格後、 入学前にお借入れ いただけます

※入学前にお借入れをされた場合、入学後に改めて在学証明書をご提出いただきます。

改正 漁業資金・経営資金

- ご利用金額が大きい資金の
お借入れ限度額を拡大しました！



●漁業資金（設備資金）

改正前	お借入れ限度額	（一律）	6,000万円
改正後	お借入れ限度額	漁船の建造等 上記以外	9,000万円 6,000万円

●経営資金（着業資金）

改正前	お借入れ限度額	（一律）	800万円
改正後	お借入れ限度額	秋さけ定置網漁業者 上記以外	1,000万円 800万円

※漁業資金・経営資金のお申込みにつきましては、所属の漁業協同組合にお問い合わせください。

個人事業主のみなさまへ

北対協融資の資格承継の判定方法が変わりました！

次の世代のみなさまに資格承継がしやすくなっています！

改正

「年収」の計算方法変更

- 個人事業主の皆様の「年収」の考え方を、実態に合わせて変更しました！
- 資格承継の要件のひとつ「現資格者の年収が383万円未満であること」を満たしやすくなります。

【具体例】次のような水揚げがある現資格者Aさんの場合…

① 収入金額（売上高等）	1,000万円
② 経 費	700万円
③ 所得金額（①収入金額-②経費）	300万円



改正前	収入金額で算出 ①収入金額 1,000万円 ▶ 383万円以上であり 資格承継できません
改正後	所得金額で算出 ③所得金額 300万円 ▶ 383万円未満であり 資格承継が可能に！

※所得金額で計算対象となるものは「事業収入」と「不動産収入」です。給与収入や年金収入など、そのほかの収入は収入金額で計算します。

※所得金額で計算するものと、収入金額で計算するものが同時にある場合には、それぞれ所得金額、収入金額で計算のうえ合算した数値となります。

改正

事業承継と資格承継を同じ時期にする場合の「借入実績」が不要に

- 現資格者が営む事業の承継と、北対協融資の借入資格承継を同じ時期にする場合には、これまで「北対協または公的融資の借入実績があること」が必要でした。（「事業承継の特例」利用時）
- 今回「借入実績があること」の要件を廃止し、事業承継とあわせて北対協融資の借入資格の承継がしやすくなりました！

「事業承継の特例」とは…

事業承継と同じ時期に、北対協の借入資格を承継する場合は、現時点で年収に関する要件を満たさない場合であっても、事業承継後に現資格者の方と承継対象者の方の年収が逆転するものと推定して年収を判定することができます。

改正前	直近1年以内に北対協融資または公的融資の借入実績があること
改正後	借入実績の要件を廃止しました！

資格承継の詳しい要件はリーフレットの裏面をご覧ください

北対協融資 借入資格の承継についてのご案内

旧漁業権者、元居住者等（現資格者）の皆様の「北対協融資の借入資格」は、次の世代の皆様へ引き継ぐ（承継する）ことができます。資格承継には下記の要件がございますので、ご確認ください。なお、資格者がすでにお亡くなりになっている場合でも、死亡後3年以内であれば資格承継ができます。

借入資格を承継することができる方（承継対象者）

現資格者の配偶者、お子さま、お子さまの配偶者、
お孫さま、お孫さまの配偶者



借入資格の承継に関する要件

▶ 「生計維持」による認定要件（要件を満たせば人数の制限はありません）

現資格者と承継対象者が **同一世帯** である場合 … ①・②の要件をどちらも満たすこと

①現資格者の年収が383万円未満であること
②現資格者の年収が、承継対象者の年収よりも少ないこと

年収の計算方法を変更しました！
(リーフレット表面をご覧ください)

現資格者と承継対象者が **別世帯** である場合 … ①～③の要件をすべて満たすこと

①現資格者の年収が383万円未満であること
②現資格者の年収が、承継対象者の年収よりも少ないこと
③現資格者に対して、承継対象者が1年以上・毎月5万円以上（または年額60万円以上）の生計援助（仕送り等）を行っていること

▶ 「生活安定」による認定条件（「生計維持」に該当する方がいる場合に、加えて1名を認定できます）

承継対象者が、現資格者の介護等を行っており、現資格者の生活の安定に寄与していること

※ 資格承継は複数の承継対象者の方にできますが、資格承継の手続きは同時に実行が必要があります。（あとから承継対象者の追加はできません。）

※ 資格者が平成8年10月1日から平成31年3月31日の間に亡くなっている場合には条件が異なりますので、お問い合わせください。

事業承継の特例

現資格者が営む事業の承継と同じ時期に北対協の借入資格を承継する場合には、現資格者と承継対象者の年収について事業承継後に**年収が逆転すると推定**して年収を判定することができます。

	現状	特例利用時
現資格者の年収 (個人事業主)	300万円	150万円
承継対象者の年収 (現資格者の事業専従者)	150万円	300万円

お問い合わせ先

独立行政法人北方領土問題対策協会 札幌事務所 融資グループ

北対協 融資相談フリーダイヤル（通話料無料）

0120-404-251

○一度も借りたことがないのだけれど…

○北対協融資の借入資格があるかどうか分からぬ… どんなことでもお気軽にご相談ください！